



『立川統括センター（運輸）における 「乗務員勤務制度」を逸脱した労働時間管理の是正を求める申し入れ』 申 25 号交渉開催

2025 年 2 月 13 日、立川統括センターの車掌が乗務する「むさしの号」が強風で運休した際、管理者から乗務員勤務制度には無い「休憩」を指示されました。

また、当該車掌が状況報告書を作成する際、副統括から「報告書に休憩と書くのか、書かないのか」と高圧的な発言を浴びせ「休憩」と記入を迫った事はハラスメント行為であり、断じて認められません！

1. 立川統括センター(運輸)での「乗務員勤務制度」を逸脱した労働時間管理を是正すること。

【会社回答】 当分の間業務が発生しないことが明確な場合については「休養」を命じることはあり、今後も同様な状況下等においては指示する場合もあると考えている。そのため、本取扱いについては、乗務員勤務制度を逸脱した労働管理とは認識していない。

「乗務員勤務制度」を逸脱した指示行為に対し議論も、認識が合わず対立！

組合

◇「休養」と「休憩」の違いは？

◇「休養」を指示しながら、「待機」と同じ扱いの指示をしたのは何故？

◇それならなおさら待機でよかったのではないかな？

◇賃金が発生しない「休養」の指示をして「待機」と同じ扱いでは、納得できないのはあたりまえだ！

会社

■「休憩」と「休養」については理論上同じ。「休養」を指示する場合は「待機」とは違い、自由な時間。

■ダイヤ乱れ等が発生した場合、待機に指示を変える場合があり、すぐに対応できるようにお願いをした。

■あくまでもお願いであり、拘束されている時間ではあるので、すぐに指示ができるように話をした。

■繰り返すではあるが、あくまでもお願いである。

パワハラの実事調査を求めるも、当該車掌からの聞き取りすらせず一蹴！

組合

◇管理者が報告書に「休憩」と書かせた行為はパワハラだ！

◇当該車掌は副統括に相談するも取り合ってもらえなかったから書いただけだ。再度調査し、事実を把握して対処すべきだ！

会社

■当該の管理者に聞き取りをし、パワハラの実実はなかったのと、当該車掌が報告書に「休憩」の記載をしたため納得したと判断した。

■支社として調査する場合は、コンプライアンス窓口などに本人から報告がない以上、調査しない。

運休が発生し乗務しない時間は「賃金を支払わない」と言わんばかりにお願いと対応し、納得感ある説明もせずパワハラで従わせる会社の姿勢は断じて認められない！

事あるごとに「社員と丁寧なコミュニケーションをとり対応」と言っている事は、机上の空論だ！

今後の対応含め、会社の姿勢を正すべく運動を展開していきます